

苫小牧市告示第 194 号

一般競争入札の実施について

次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、政令第 167 条の 6 及び苫小牧市契約に関する規則（昭和 29 年規則第 13 号。以下「契約規則」という。）第 46 条の規定に基づき公告します。

令和 8 年 4 月 14 日

苫小牧市長 金 澤 俊

記

1 契約担当部局及び発注担当部局

〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号
苫小牧市財政部行財政改革推進室
電話番号 0144-32-6216
ファクシミリ 0144-32-2198
電子メール keiyaku@city.tomakomai.hokkaido.jp

2 入札に付する事項

- | | |
|----------|--|
| (1) 案件名 | 電子契約サービス提供業務 |
| (2) 仕様 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | ①電子契約サービス導入支援業務
契約締結の日から令和 8 年 6 月 30 日まで
②電子契約サービス運用業務
令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日まで
※②は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約である。契約期間中における市の歳出予算の当該案件に係る金額が減額又は削除された場合には、契約を変更又は解除することがある。 |

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加者は、以下の要件をすべて満たしていること。

- (1) 消費税及び地方消費税並びに苫小牧市税に未納がない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者及び手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 告示の日現在で営業年数が1年以上あり、かつ、営業に関し法令の規定による許可や免許、登録等を必要とする場合において、それぞれ所定の登録等を受けていること。
- (6) 苫小牧市物品購入等競争入札参加資格登録業者名簿（以下、登録業者名簿）に掲載されており、かつ「(18) システム・ソフト」に登録のある者であること。
- (7) 過去に北海道内の自治体において、電子契約サービスの導入支援を自社で行い、かつ当該サービスを1年以上運用した実績を有すること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出し、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 提出書類

① 一般競争入札参加申請書（様式第1号）

※申請日において支店・営業所等に入札・契約行為等を委任している場合は、委任先の名で申請すること。

② 契約実績調書（様式第5号）

③ 契約実績調書に記した実績を証する書類（契約書及び業務内容が明示された仕様書等の写し）

④ 資本関係・人的関係に関する調書（様式第7号）

⑤ 460円分の切手を貼付した長形3号封筒（確認結果通知書送付用のため、希望する送付先の宛名を記入すること。）

(2) 提出期間

令和8年4月14日（火）から令和8年4月21日（火）まで

(3) 提出場所

1に記載の場所

(4) 提出方法

郵送によること。また、「一般書留」又は「簡易書留」によることとし、提出期間内に必着のこと。

(5) その他

ア 提出書類の作成及び提出に要する経費は、申請者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 市長は、提出された書類を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

5 入札参加資格の決定

入札参加申請書を提出した者には、次に掲げる事項を記載した資格審査結果通知書を郵送により通知する。併せて令和8年4月23日（木）までに電子メール又はファクシミリにより連絡するため、連絡期限の翌日において届かない場合は、1の担当部局に連絡し、確認すること。

(1) 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

(2) 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由

6 仕様書等に関する質問

入札に係る説明会は開催しないので、仕様書等の内容に関する質問がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。

(1) 提出書類 質疑書（様式第2号）

(2) 提出期間 令和8年4月21日（火）まで

(3) 提出方法 専用質問フォーム

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=yO5FEtZz>

より、PDFで提出

7 質問に対する回答

質疑書に対する回答については、次のとおり公表する。

(1) 回答期間 令和8年4月22日（水）まで

(2) 公表場所 苫小牧市財政部行財政改革推進室ホームページ

<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/zaisei/kojikeiyaku/nyusatsu/densikeiyakunyusatsu.html>

8 入札日時及び場所等

- (1) 入札日時 令和8年4月24日(金) 午前11時00分
- (2) 入札場所 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市役所2階入札室
- (3) 開札 入札終了後、直ちに入札場所で行う。

9 入札の方法

- (1) 入札は持参によることとし、郵便又はファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 入札書は、所定の入札書(様式第3号)を使用すること。
- (3) 入札書には、代表者の住所、商号、氏名を記載し、代表者印を押印すること。
- (4) 入札書は、「電子契約サービス提供業務」と記載した封筒に入れ、封印の上、提出すること。
- (5) 代理人による入札を行う場合は、入札執行前に所定の委任状(様式第4号)を提出すること。
- (6) 代理人による入札書には、入札人の住所、商号、氏名のほか、代理人の住所、商号、氏名を記載し、代理人の印鑑のみを押印すること。
- (7) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 一度提出した入札書の書き換え、引き替え、又は撤回はできない。
- (9) 開札の結果、最低入札金額が予定価格を超えるときは、直ちに再度の入札を行う。
なお、入札回数は2回を限度とし、再度の入札を経ても落札者がいないときは、随意契約をすることができる。
- (10) 最低制限価格を設定し、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって入札したものを落札者とする。
なお、最低制限価格は予定価格の10分の7(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)とする。
- (11) 落札となるべき同価格の入札者が2以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (12) 入札参加申請をした者は、入札執行完了に至るまでの間、いつでも入札を辞退することができる。
辞退しようとするときは、入札辞退届(様式第6号)を1に記載の場所に提出すること。
なお、入札執行中にあつては、辞退届又はその旨を記載した入札書を直接入札執行者に提出すること。

10 入札の無効

入札参加資格を有しない者がした入札、提出書類に虚偽の記載をした者がした入札、契約規則第54条各号に掲げる入札、苫小牧市入札・契約等の心得及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

11 入札・契約手続等

- (1) 入札保証金 免除する
- (2) 開札の方法 契約担当部局以外の職員（再任用等含む）の立会の下で開札する。
- (3) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を納付すること。ただし、契約規則第5条の規定に該当する場合はこれを免除する。
- (4) 契約書作成の要否 要する
- (5) 落札者の決定方法 最低制限価格を設定し、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって入札したものを落札者とする。なお、最低制限価格は予定価格の10分の7（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）とする。

12 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。なお、この場合でも、資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

13 その他

- (1) 入札参加者は、契約規則その他関係法令を遵守すること。
- (2) 入札に係る書類等については、苫小牧市財政部行財政改革推進室ホームページからダウンロードするものとする。